

あなたの浄化槽は設置から 30年以上経っていませんか？

1人あたり1日に発生させる汚れの量
BOD換算 40g



浄化槽本体の寿命は一般的に20～30年と言われております。(使用の条件等によって変わります。)浄化槽は地下に埋められているため、知らない間にひび割れが生じていたり、漏水しているかもしれません。30年以上経過した浄化槽の大半は「単独処理浄化槽」という、台所やお風呂の水を処理できないものであるため、周辺の環境(河川や海など)に悪影響を及ぼしています。

単独処理浄化槽は、家庭から排出される汚れを**2割**しか処理できません。



今の合併処理浄化槽なら**9割**処理できます。

令和元年6月の浄化槽法の改正(令和2年4月施行)により、「特定既存単独処理浄化槽」(裏面参照)が新たに定義され、単独処理浄化槽に対する規制が厳しくなりました。



特定既存単独処理浄化槽とは？

単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの。

修繕できない特定既存単独処理浄化槽は、使用できません。

場合によっては、**除却**又は**修繕等の命令**を含む行政指導の対象となり、命令に違反した者は30万円以下の**罰金**が課せられます。



使用中の浄化槽をチェックしてみよう！

特定既存単独処理浄化槽と判定される主な基準は以下のとおりです。ひとつでも当てはまる方は、浄化槽保守点検業者、清掃業者等にご相談ください。

- 浄化槽に破損や劣化箇所がある。漏水している。
- 浄化槽が傾いていたり、浮上又は沈下している。
- 浄化槽設置場所周辺において著しい悪臭・害虫・騒音が発生している。

浄化槽保守点検業者及び清掃業者は、以下のサイト又は右のQRコードから検索できます。

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Mizu/Jyoukasou/JyoukasouInput.aspx>



浄化槽の維持管理に絶対必要なこと(3つの義務!)

浄化槽の機能を適正に維持し、生活排水をきれいに処理するために、浄化槽をお使いの方には、「**保守点検**」「**清掃**」「**法定検査**」の3つが浄化槽法で義務付けられています。

浄化槽の**保守点検**を年3～4回(個人宅の場合)と**清掃**を**年1回以上(全ばっ気式は6ヶ月に1回以上)**行い、その記録を3年間保存しなければなりません。

また、指定検査機関の行う水質に関する検査(**法定検査**)を年1回受けなければなりません。

※なお、これらの**規定に違反すると罰則**を受けることがあります！



「近所の人みんな法定検査等をしていないから、私もやらなくてよい」ということではありません。きちんと浄化槽の維持管理を行い、自分の汚した水は、責任を持って綺麗にしてから流しましょう！一人ひとりの意識が大切です！

合併処理浄化槽への転換には補助金が使えます！(一部地域を除く)

愛知県内の市町村(一部を除く)では、国及び県とともに「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助事業」を実施しています。(国及び県の補助金は、市町村の補助金に含まれます。)

詳しくは、お住まいの市町村の環境部局又は下水道部局にお問い合わせください。